

3. 前回の環境審議会から明らかになった事項（8）

3-3. 都道府県の配慮基準のイメージ（②考慮対象事項等その1）

『大規模太陽光発電施設』を対象とした②考慮対象事項等の配慮基準イメージ（その1）。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落 巨樹・巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 <p>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>

3. 前回の環境審議会から明らかになった事項（9）

3-3. 都道府県の配慮基準のイメージ（②考慮対象事項等その2）

『大規模太陽光発電施設』を対象とした②考慮対象事項等の配慮基準イメージ（その2）。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・ EADAS ・ A県ハンターマップ	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト	・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響	・ 自然再生の対象となる区域	・ EADAS ・ 地方環境事務所WEBページ ・ 自然再生協議会に聴取	・ 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ 重要里地里山 ・ 重要湿地	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・ 長距離自然歩道	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ A県立自然公園区域の普通地域 ・ 風致保安林	・ EADAS ・ A県自然保護課WEBページ ・ A県森林GIS	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 ・ 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ A県自然保護課WEBページ ・ A県森林GIS	（促進区域に当該歩道や区域を含む場合） ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が必要と判断するもの	・ 土地の安定性への影響	・ 土砂災害警戒区域	・ EADAS ・ A県防災情報ポータル

3. 前回の環境審議会から明らかになった事項（10）

3-3. 都道府県の配慮基準のイメージ（③特例基準及び④適用除外）

『大規模太陽光発電施設』を対象とした③特例基準及び④適用除外の配慮基準イメージ。

- ・ 都道府県基準の特例基準等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。
- ・ 特例基準の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、○○の考慮を要しない」
- ・ 適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・工業団地に設置されるもの
- ・ゴルフ場跡地に設置されるもの
- ・工場跡地に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

が考えられます。

4. 審議の進め方について

4. 審議の進め方について（1）

4-1. 主なご意見及びご質問

審議の進め方について、令和4年度第2回温対部会までにいただいた主なご意見及びご質問の一覧。

No.	分類	ご意見等の内容
1		親会・温対部会のどちらで決定するのか進め方の説明をしてほしい
2	環境配慮基準の検討プロセス	配慮基準の叩き台への意見聴取は、環境省令や環境省のマニュアル等が公表されたことを踏まえて、改めて親会委員の意見聴取の機会を設けた方が良い
3		温対部会の中だけで配慮基準の妥当性を判断するのではなく、北海道環境審議会の他の部会や道の他の審議会に意見聴取すべき

4-2. 部会等の位置付け及び意見聴取

道の配慮基準設定は、昨年度からの継続審議事項となっており、温対部会等の位置付けや本部会以外の委員からの意見聴取方法について改めて整理。

（1）親会と温対部会での審議

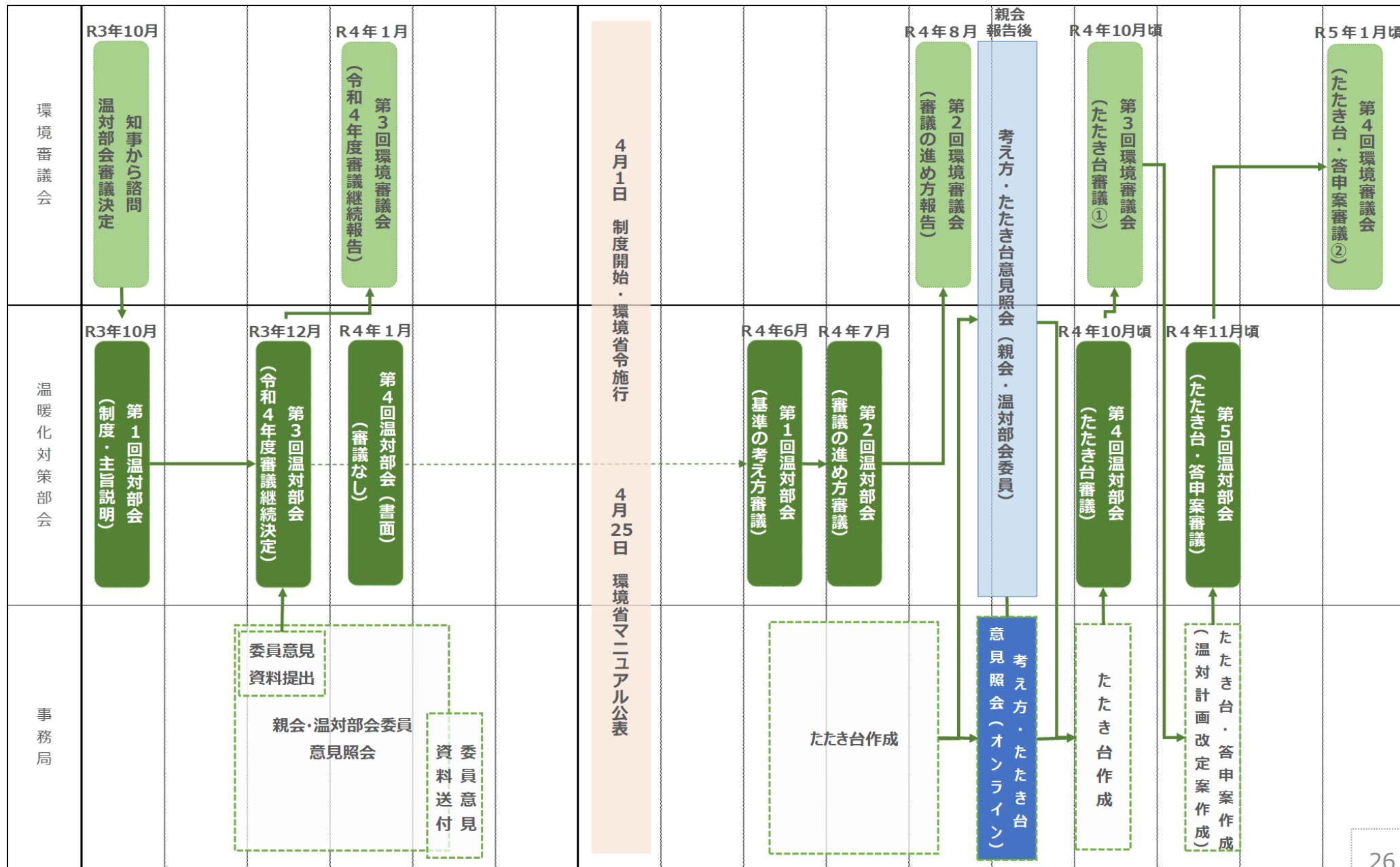
- 知事は、令和3年（2021年）10月15日開催の令和3年度第2回親会で諮問しており、答申は、親会が知事に対して実施
- 配慮基準の内容や答申案についての具体的な審議は、親会から付託された温対部会で実施

（2）他委員からの意見聴取

- 親会・温対部会以外の委員からの意見聴取は、たたき台作成時に事務局が実施
- 聴取する有識者は、自然環境部会、温泉部会、アセス審議会を想定

4. 審議の進め方について (3)

4-3. 審議の進め方の流れ



※ 環境審議会答申後、パブコメ、議会議論、道の配慮基準決定、市町村説明

4-4. 審議の進め方

- (1) 温対部会及び親会に進め方を報告したのち、たたき台①について、親会・温対部会委員に意見の照会、審議を開始
- (2) 親会・温対部会以外の委員に対する照会は、事務局がたたき台作成事務として、合同説明会（オンライン開催予定）にて実施
- (3) 委員のご意見を配慮基準案たたき台に反映させ、以降の親会及び温対部会の中で配慮基準の中身と答申案について審議
- (4) 昨年度からこれまでにいただいたご意見については、これから行うたたき台に対する意見照会の際に、加除修正が必要かご判断いただいた上で、改めてご回答いただきたい
- (5) いただいたご意見については、原文のまま全委員に共有させていただいた上で、今後の審議に活かして参りたい